

○ 総務省
財務省 令第五号

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）第二章及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）第一章の規定に基づき、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月十八日

総務大臣 野田 聖子

財務大臣 麻生 太郎

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則（平成二十八年総務省・財務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応

して掲げるその標記部分（「」で注記した項番号を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合等の徴収猶予の申請書類)

(外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合等の徴収猶予の申請書類)

第十八条 「略」

第十八条 「同上」

2 地方税法施行規則第十条の二の八第二項及び第十条の二の九第二項の規定は、令第三十二条第六項において準用する地方税法施行令第四十八条の十五の第三項及び第四十八条の十五の四第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2 地方税法施行規則第十条の二の六第二項及び第十条の二の七第二項の規定は、令第三十二条第六項において準用する地方税法施行令第四十八条の十五の第三項及び第四十八条の十五の四第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十条の二の八第一項	略	略
第十条の二の八第二項第一号	略	略
第十条の二の八第二項第二号	略	略
第十条の二の八第二項第三号	略	略
第十条の二の九第一項	略	略
第十条の二の九第二項第一号	略	略
第十条の二の九第二項第二号	略	略
第十条の二の九第三号	略	略

第十条の二の六第一項	同上	同上
第十条の二の六第二項第一号	同上	同上
第十条の二の六第二項第二号	同上	同上
第十条の二の六第二項第三号	同上	同上
第十条の二の七第一項	同上	同上
第十条の二の七第二項第一号	同上	同上
第十条の二の七第二項第二号	同上	同上
第十条の二の七第三号	同上	同上

[3] 略

[3] 同上

(法第三十九条に規定する国税庁長官の通知)

(法第三十九条に規定する国税庁長官の通知)

第十九条 「略」

第十九条 「同上」

4 法第三十九条第六項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

4 法第三十九条第六項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

[2・3] 略

[2・3] 同上

【一〇三 略】

四 第一号の課税上の取扱いに関する申立てに係る法人税額の課税標準とされた所得又は連結所得に係る個別所得金額（法第三十九条第六項に規定する法人税額の課税標準とされた所得又は連結所得に係る個別所得金額をいう。）の事業年度（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の十三第一項に規定する事業年度をいう。第六項第四号において同じ。）

【五 略】

【5・6 略】

（国外事業所等との間の内部取引につき国外所得金額の計算の特例の適用がある場合等の徴収猶予の申請書類等）

第二十条 〔①〕 地方税法施行規則第十条の二の三第二項の規定は、令第三十三条第四項において準用する地方税法施行令第四十八条の九の十九第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則第十条の二の三の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	政令第四十八条の九の十九第三項に	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号。以下「外国居住者等所得相互免除法施行令」という。）第三十三条第四項において準用する政令第四十八条の九の十九第三項に
第二項第一号	法第三百二十一条の七の十二第一項の申立て	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第四十条第二項において準用する外国居住者等所得相互免除法第三十八条第三項に規定する課税上の取扱いに関する申立て
第二項第一号	法第三百二十一条の七の十二第一項	外国居住者等所得相互免除法第四十条第二項において準用する外国居住者等所得相互免除法第三十八条第三項
第四十条の三の三第三十六項第一号（同法第四十一条の十九の五第十	三項において準用する場合を含む。）	市町村民税の納税義務者の所得税法第九十五条第四項第一号に規定する事業場等と同号に規定する国外事業所等（外国居住者等所得相

【一〇三 同上】

四 第一号の課税上の取扱いに関する申立てに係る法人税額の課税標準とされた所得又は連結所得に係る個別所得金額（法第三十九条第六項に規定する法人税額の課税標準とされた所得又は連結所得に係る個別所得金額をいう。）の事業年度（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の十二第一項に規定する事業年度をいう。第六項第四号において同じ。）

【五 同上】

【5・6 同上】

（法第四十条第四項において準用する法第三十九条第一項から第三項までに規定する国税庁長官の通知等）

第二十条 〔新設〕

第一項第三号	政令 じ。の対象	互免除法第二条第三号に規定する外国に所在するものに限る。との間の同項第一号に規定する内部取引に係るもの
第二項第三号	政令	外国居住者等所得相互免除法施行令第三十三条第四項において準用する政令

2 前条第一項から第三項まで（第一項第二号及び第五号、第二項第二号並びに第三項第二号及び第五号を除く。）の規定は、法第四十条第四項において準用する法第三十九条第一項から第三項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第四号	法人税額（法）	所得税の額の計算の基礎となつた所得（法第四十条第四項において準用する法
第二項第四号	法人税額をいう。又は個別帰属法人税額（同項に規定する個別帰属法人税額	所得税の額の計算の基礎となつた所得
第三項第四号	法人税額（法）	所得税の額の計算の基礎となつた所得（法第四十条第四項において準用する法
第四項第四号	法人税額をいう。又は個別帰属法人税額（同項に規定する個別帰属法人税額	所得税の額の計算の基礎となつた所得

3 地方税法施行規則第七條第二項の規定は、令第三十三條第七項において準用する地方税法施行令第三十五條の四の二第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則第七條の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	政令第三十五條の四の二第三項に	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号。以下「外国居住者等所得相互免除法施行令」という。）第三十三條第七項において準用する政令第三
-----	-----------------	--

① 前条第一項から第三項まで（第一項第二号及び第五号、第二項第二号並びに第三項第二号及び第五号を除く。）の規定は、法第四十条第四項において準用する法第三十九条第一項から第三項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第四号	法人税額（法）	所得税の額（法第四十条第四項において準用する法
第二項第四号	法人税額をいう。又は個別帰属法人税額（同項に規定する個別帰属法人税額	所得税の額
第三項第四号	法人税額（法）	所得税の額（法第四十条第四項において準用する法
第四項第四号	法人税額をいう。又は個別帰属法人税額（同項に規定する個別帰属法人税額	所得税の額

〔新設〕

<p>第二項第一号</p>	<p>法第七十二条の五十七の二第一項の申立て</p>	<p>十五条の四の二第三項に 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第四十条第五項において準用する外国居住者等所得相互免除法第三十八条第五項に規定する課税上の取扱いに關する申立て 外国居住者等所得相互免除法第四十条第五項において準用する外国居住者等所得相互免除法第三十八条第五項</p>
<p>第二項第二号</p>	<p>法第七十二条の五十七の二第一項 第四十条の三の三第十四項第一号（同法第四十一条の十九の五第十三項において準用する場合を含む。） 前号の申立てに係る条約相手国等（法第七十二条の五十七の二第一項に規定する条約相手国等をいう。）との間の相互協議（同項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。）の対象</p>	<p>第四十一条の十九の五第十三項において準用する同法第四十条の三の三第十六項第一号 外国居住者等（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国居住者等をいい、事業を行う個人に限る。）の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等と特定恒久的施設（外国居住者等所得相互免除法第三十七条第一項に規定する特定恒久的施設をいう。）との間の同号に規定する内部取引又は事業を行う居住者の所得税法第九十五条第四項第一号に規定する事業場等と同号に規定する国外事業所等（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国に所在するものに限る。）との間の同項第一号に規定する内部取引に係るもの 外国居住者等所得相互免除法施行令第三十三条第七項において準用する政令</p>
<p>第二項第三号</p>	<p>政令</p>	<p>外国居住者等所得相互免除法施行令第三十三条第七項において準用する政令</p>

4| [略]

2| [同上]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の日から平成三十年十二月三十一日までの間におけるこの省令による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則（次条において「新規則」という。）第二十条第一項において準用する地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十条の二の三第二項第二号の規定の適用については、同号中「第四十一条の十九の五第十三項」とあるのは「第四十一条の十九の五第十項」と、「第四十条の三の三第十六項第一号」とあるのは「第四十条の三の三第十二項第一号」とする。

(事業税に関する経過措置)

第三条 この省令の施行の日から平成三十年十二月三十一日までの間における新規則第二十条第三項において準用する地方税法施行規則第七条第二項第二号の規定の適用については、同号中「第四十条の十九の五第十三項」とあるのは「第四十一条の十九の五第十項」と、「第四十条の三の三第十六項第一号」とあるのは「第四十条の三の三第十二項第一号」とする。